

広報

とくひ

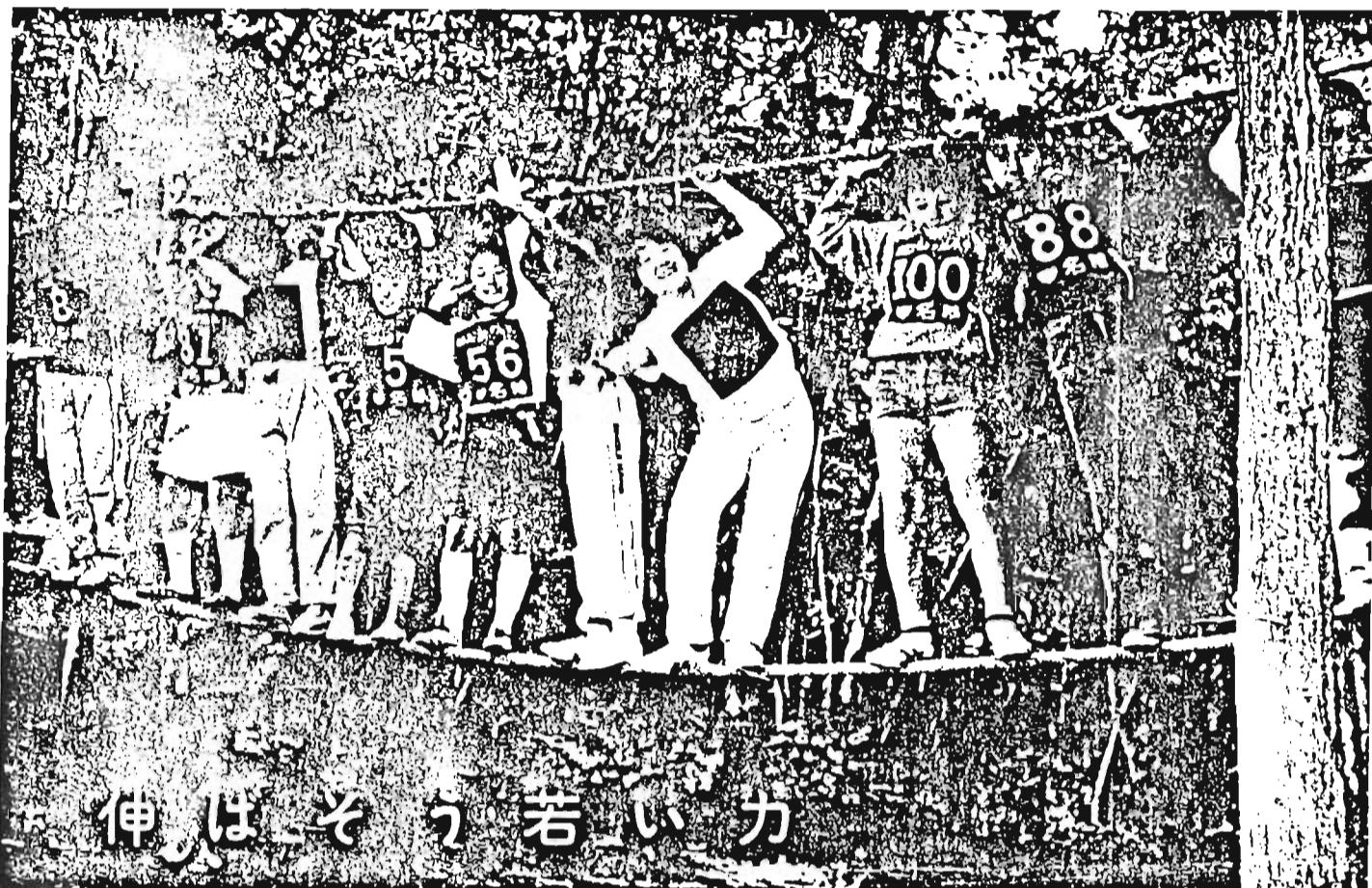


不健全図書類  
規制条例特集号

12/27

昭和60年

発行: 東京都豊島区 編集: 企画部広報課・婦人児童部婦人青少年課 〒170 豊島区東池袋1-18-1 ☎981-1111



伸は、そ、う、若、い、力

「東京都豊島区不健全図書類規制に関する条例」  
の施行までの経緯

- ▶ 昭和60年5月1日  
・区民11,467名の有効者名簿と共に条例制定の直接請求書が区長に提出される。
- ▶ 昭和60年6月1日・6月3日  
・豊島区議会福祉衛生委員会において本条例案を審議。
- ▶ 昭和60年6月3日  
・本会議において可決、成立
- ▶ 昭和60年6月10日  
・本条例の公布、制定
- ▶ 昭和60年10月1日  
・「東京都豊島区不健全図書類規制に関する条例」施行

頗つて、本区においては、いろいろの分野において健全育成のための施策が進められています。今回はその一つに、「東京都豊島区不健全図書類規制に関する条例」の施行およびその基本方針の策定が加えられました。本条例は、さきの「広報」とし

「参加」「開発」「平和」を中心とした青年たちの未来をみつめ、今なにをなすべきかを問いかけています。また国際青年年（IYY）もまもなく終わろうとしています。本区においても、様ざまの事業が行われました。しかし、IYYは終わっても次代を担う青少年の健全な育成に終わりはありません。

あしたに輝く青少年の幸せを

区民の皆さん直接請求によって制定された「東京都豊島区不健全図書類規制に関する条例」が10月1日施行になりました。今回はこの条例施行に伴ない環境净化や明るい住みよい街づくりについて、一緒に考えてみたいと特集号をおどけすることにしました。

7月25日㈯でもお知らせしましたように、区民の皆さんの条例請求に基づいて、区議会で慎重審議され、可決、制定されました。

それを受けて、青少年問題協議会において、条例施行後の取り組みとの基本方針が決定され、現在各関係団体や広く区民の皆

の青少年にとっては、安易に利

用できるものであるだけに非難の一因となり、好ましくない影響を与える恐れが出てくるというわけです。もちろん、有害環境という概念は相対的なものですので、大人と青少年、さらに青少年の中でも年齢によって「有害」の相違があることはいうまでもあります。

環境净化活動

環境净化はみんなの願い

しかし、地域の環境净化につけることは、社会を明るくする事であり、それが同時に、住みよい健康な街づくりにつながることを改めて見直す必要があるようです。

やまとに輝く青少年のため



健全な環境づくり

書類収納自動販売機があげられます。すなわち、大人には受容できても、まだ心身の発達途上にある青少年にとっては、安易に利用できるものであるだけに非難の一因となり、好ましくない影響を与える恐れが出てくるといふわけです。もちろん、有害環境という概念は相対的なもので、大人と青少年、さらに青少年の中でも年齢によって「有害」の相違があることはいうまでもあります。

21世紀にはばたく青少年のために、区側も住民も、また子どもいない方も、子育て中の方も、一体となって、世界にひらかれた豊かな活動の場を若人たちに提供できるよう努力したいと思います。

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 青少年 満十八歳未満の者をいう。

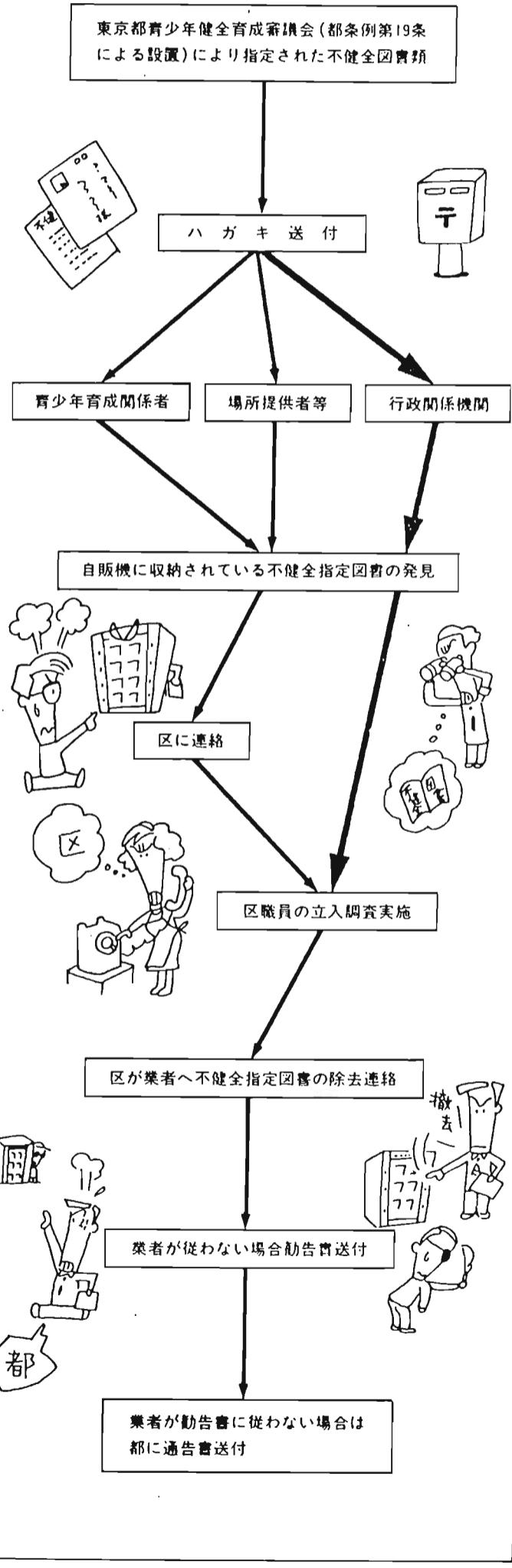
二 図書類 販売若しくは頒布又は閲覧に供する目的をもつて作成された書籍、雑誌、文書、図画、写真並びに映写用の映画フィルム及びスライドフィルムをいう。

(区民の義務)

第三条 下べて区民は、青少年を健全に育成するため、これを害するおそれのある行為から青少年を保護するよう努めなければならない。

(不健全な図書類の販売の禁止)

## ●不健全図書類の処置



**東京都豊島区不健全図書類規制に関する条例**（昭和六十年六月十日  
条例第二十三号）

豊島区不健全図書類規則に関する条例の全文および議会への上程時に付けられた区長の意見をまとめて掲載します。

本条例は9条からなり、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」が健全育成に関する広範な内容であるのに對して、不健全図書類のみを規制の対象とし、都条例にはない自動販売機での販売制限等の規定を設けているのが特長です。

なお、現在、全国的にみると健全育成関係の保護条例は46都道府県に、また、20をこえる市町村において制定されています。(都内23区では今のところ当区以外制定されていません)

# 東京都豊島区不健全図書類規制 に関する条例(昭和六十年六月十日 条例第二十三号)

第五条 図書類の販売者等は、前条に規定する図書類を自動販売機に収納してはならない。

2 図書類の販売者等は、現に自動販売機に収納されている図書類が新たに第四条の規定に該当したときは、直ちに当該図書類を自動販売機から除去しなければならない。

3 前二項の規定は、法令又は条例の規定により青少年を入場

であつても著しく性的感情を刺  
激し、又ははなはだしく粗暴性  
を助長する等青少年の健全な育  
成を阻害するおそれがあると認  
められる図書類については、こ  
れを自動販売機に収納し、又は  
収納せしめないよう努めなければ  
ならない。

**不健全書類の販売**（頃布又）  
貸し付けを規制するとともに、東京都が条例による規制の対象としている自動販売機への納入についても規制しようとするものである。

て重要であるところである。本例案第七条及び第八条に規定する三措置のうち、立入調査の実施と不健全図書類の除去の効果については、これらの図書類収納の規制について、一定の界はあるにせよ、その効果を持てきるものと考える。しかる除却の効果に従わない場合の事への通告については、東京が条例で不健全図書類の自動売機への収納を規制していない

不健全図書類収納自動販売機の設置実績を示す。このことから、その実効性は都が行う行政指導と関係業者の規制に期待することとなる。

また、本条例を真に効果的とするためには、広汎な住民の理解と協力が不可であり、その積極的な参加とづくりが急務である。

機上におる。本案例は、青少年の健全な育成という高次の社会的的利益を守ることを目的とするものではあるが、その解釈及び運用に当つては、憲法の保障する言論、出版その他の表現の自由について慎重な配慮をする必要があるものと考へる。

東京都豊島区不健全図書類規制に関する条例施行される

立入内規

よう祭めなければならぬ。

2 区長は、前項の規定によ  
り勧告を受ける者(その勧告に

通り

卷之三

(勧告及び通告)  
第八条 本長は、第四条に規定する書類が自動販売機に収められてゐるときは、直ちに当該書類の販売者等に対し、当該図書

書圖納定

# 「東京都豊島区不健全図書類規制」に関する条件とその基本方針について

これは「東京都豊島区不健全図書類規制に関する条例」の施行にむけて、これから運動をどのように進めていくかを具体的に示したものであります。

10月14日の青少年問題協議会で決定され、既にこの方針にそつて活動が展開されています。

以下、内容を紹介しますのでよろしくご協力の程をお願いします。

## まえがき

不健全な図書が青少年の非行を生む要因の一つであるといわれ、その取り扱いについて種々論議されてきたところであるが、昭和40年代の後半から全国的に古頭してきた雑誌自動販売機の普及によって、さらに大きな社会問題となるに至った。

青少年の非行状況が戦後第三のピークといわれる昨今、その原因であると見られる不健全な点があげられる。

## 問題の背景と現状

1 雜誌自動販売機の普及と因とその規制の困難性  
雑誌自動販売機の特徴として考えられることに、次のような点があげられる。

(1) 店舗における品物が入手できる場合と異なり、他人の手を借りずに入希望することができる。

(2) 営業時間の制限がなく、四六時中購入することができる。

(3) 街頭に公開された状態にあるため、通行人が購買意欲をそそられる。こうした利便性が、雑誌自動販売機の普及をもたらしたものであるが、刑法に規定する「わいせつ」の文庫等



6月10日「東京都豊島区不健全図書類規制に関する条例」が制定されたことは、青少年の健全育成運動、とりわけ雑誌自動販売機対策運動にはまずみをつけたものと評価される。しかししながら、一方で基本的人権の視点からみると、法的規制が直ちに雑誌自動販売機普及の鎮静化に結びつくとは考えられず、本条例をよりどころとして、息の長い多数の人々の参加する強力な住民運動が展開されることこそ強く望まれるところである。

一方、実践活動としては、地元の青少年育成委員会は各地區において環境净化のキヤンペーンや雑誌自動販売機の撤去要請等の実態を見ると、収納図書等の内容を知らず、その社会的影響について無知者である場合が多い。

(1) 設置場所提供者が、収納図書等の内容を知らず、その社会的影響について無知者である場合が多い。

(2) 雜誌自動販売機に記載されている電話番号で連絡をしており、いわゆる「ボルノ」出版物が、この特徴を利用して販売されているところに問題がある。

(3) 全国雑誌自動販売機議会が、昭和52年に「出版倫理自主規制」を定め、遵守義務を課すことを認めたものである。

しかし、青少年の健全育成に有効な影響を与える理由のみで、雑誌自動販売機を規制することは、憲法で保障されている。

しかし、本条例の効果が最も大きいのは、容易なことではない。しかし、本条例の効果が最も期待されるのは、冒頭でも述べたように、広範な住民の理解と協力のもとにこれを契機とした一大住民運動が展開されることであり、急の長い住民主体の活動の推進を図ることにある。

3 本区における雑誌自動販売機対策推進運動の概要

昭和51年3月青少年問題協議会において、地域環境净化の問題の中で、雑誌自動販売機の指摘がなされ、その後、小委員会が設置されて検討を重ねた結果、

昭和53年8月「雑誌自動販売機対策推進運動の進め方」を策定し、区内に広く環境净化運動の推進を呼びかけた。

一方、実践活動としては、地元の青少年育成委員会は各地區において環境净化のキヤンペーンや雑誌自動販売機の撤去要請等の運動をくりひろげ、また、青少年委員会は関係者と連携を取りながら雑誌自動販売機の定期的な調査を継続的に行ってきた。

さらに、小学校・中学校PTA連合会は都議会及び区議会に対する「教育環境を守るために」の請願や陳情をはじめ、立看板による環境净化の運動をくりひろげるなど地域ぐるみの熱心な、かつ、地道な活動が積み重ねられてきたのである。

一方、実践活動の推進母体である地区青少年育成委員会・町会・PTA等の関係団体及び健全育成関係委員会が中心となって連携を行ない、運動の継続的な促進を行なう。

(1) 大賀活動の推進母体である地区青少年育成委員会・町会・PTA等の関係団体及び健全育成関係委員会が中心となって連携を行なうものとする。

(2) 本条例の不健全図書類規制については、「東京都青少年の健全育成に関する条例」の規制的影響について無知者である場合が多い。

(3) 本条例第5条の雑誌自動販売機への収納禁止が上記の都連合会で指定する図書類のみに限られているところに問題がある。

しかし、青少年の健全育成に有効な影響を与える理由のみで、雑誌自動販売機を規制することは、憲法で保障されている。

しかし、青少年の健全育成に有効な影響を与える理由のみで、雑誌自動販売機を規制することは、憲法で保障されている。

しかし、青少年の健全育成に有効な影響を与える理由のみで、雑誌自動販売機を規制することは、憲法で保障されている。

しかし、青少年の健全育成に有効な影響を与える理由のみで、雑誌自動販売機を規制することは、憲法で保障されている。

しかし、青少年の健全育成に有効な影響を与える理由のみで、雑誌自動販売機を規制することは、憲法で保障されている。

しかし、青少年の健全育成に有効な影響を与える理由のみで、雑誌自動販売機を規制することは、憲法で保障されている。

## 地域環境浄化推進ボスターを募集しています

「東京都豊島区不健全図書類規制に関する条例」の施行に伴い、青少年健全育成のための環境浄化推進ボスターを、地区青少年育成委員会との連携により実施します。

本区における雑誌自動販売機お寄せいたいた作品（入選作60枚）を本店舗ロビーに展示して、来店の皆さんに投票していただき優秀作品を決定

され、明るいみんなの街づくり

をめざして

◎応募資格：小学5年生～中学3年生 ◎募集締切：61年1月10日 ◎作品テーマ：有効環境を追求して、明るいみんなの街づくり

などから困難が想定される。などから困難が想定される。

は、不健全図書類収納自動販売機に指定図書類が収納され、実態調査は立入調査とは解しない場合など、細密な調査が必要とする特別の事由が生じた場合

に行政が行うものとし、通常の実態調査は立入調査とは解しない。

は、不健全図書類収納自動販売機に指定図書類が収納され、実態調査は立入調査とは解しない場合など、細密な調査が必要とする特別の事由が生じた場合

## 家庭と教育の場で

悪書の追放だけで青少年を非行から守ることはできない。むしろ教育の現場や家庭の役割の中、悪書を「見せない」「読まない」という思考から一歩踏み出し、よりよき文化に対する

服職を育てていくことが必要である。もちろん、大人自身の自己規制はいうまでもないが、家庭においても家族みんなで対等に環境浄化について話し合い、雑誌自動販売機の定期的実態調査をはじめ、環境浄化をそこなう要因等の調査も実施する。

3 (1) 関係業者を訪問し、条例施行に関する資料を配布し周知を図る。

(2) 関係機関・関係業者に、条例施行に関する資料を配布し周知を図る。

(3) 関係業者を訪問し、条例施行通知と趣旨説明及び自ら規制・努力義務などに対する協力を図る。

は、

4 (1) 区広報紙による特集号を相

(2) 関係機関・関係業者に、条例施行に関する資料を配布し周知を図る。

(3) 上記推進委員会等が中心とし、地区青少年育成委員会が中心となり、青少年委員らと共にテックカーボスターらしを作成し、広く浄化運動を促進する。

5 (1) 地区青少年育成委員会等が中心とし、地区毎に各組織代表、関係機関からなる環境浄化推進委員会（仮称）等を結成し統一した

(2) 地区青少年育成委員会等が中心とし、地区毎に各組織代表、関係機関からなる環境浄化推進委員会（仮称）等を結成し統一した

(3) 上記推進委員会等が中心とし、地区青少年育成委員会が中心となり、青少年委員らと共にテックカーボスターらしを作成し、広く浄化運動を促進する。

6 (1) 地区青少年育成委員会等が中心とし、地区青少年育成委員会が中心となり、青少年委員らと共にテックカーボスターらしを作成し、広く浄化運動を促進する。

(2) 地区青少年育成委員会等が中心とし、地区青少年育成委員会が中心となり、青少年委員らと共にテックカーボスターらしを作成し、広く浄化運動を促進する。

(3) 地区青少年育成委員会等が中心とし、地区青少年育成委員会が中心となり、青少年委員らと共にテックカーボスターらしを作成し、広く浄化運動を促進する。

7 (1) 地区青少年育成委員会等が中心とし、地区青少年育成委員会が中心となり、青少年委員らと共にテックカーボスターらしを作成し、広く浄化運動を促進する。

(2) 地区青少年育成委員会等が中心とし、地区青少年育成委員会が中心となり、青少年委員らと共にテックカーボスターらしを作成し、広く浄化運動を促進する。

(3) 地区青少年育成委員会等が中心とし、地区青少年育成委員会が中心となり、青少年委員らと共にテックカーボスターらしを作成し、広く浄化運動を促進する。

8 (1) 地区青少年育成委員会等が中心とし、地区青少年育成委員会が中心となり、青少年委員らと共にテックカーボスターらしを作成し、広く浄化運動を促進する。

(2) 地区青少年育成委員会等が中心とし、地区青少年育成委員会が中心となり、青少年委員らと共にテックカーボスターらしを作成し、広く浄化運動を促進する。

(3) 地区青少年育成委員会等が中心とし、地区青少年育成委員会が中心となり、青少年委員らと共にテックカーボスターらしを作成し、広く浄化運動を促進する。

9 (1) 地区青少年育成委員会等が中心とし、地区青少年育成委員会が中心となり、青少年委員らと共にテックカーボスターらしを作成し、広く浄化運動を促進する。

(2) 地区青少年育成委員会等が中心とし、地区青少年育成委員会が中心となり、青少年委員らと共にテックカーボスターらしを作成し、広く浄化運動を促進する。

(3) 地区青少年育成委員会等が中心とし、地区青少年育成委員会が中心となり、青少年委員らと共にテックカーボスターらしを作成し、広く浄化運動を促進する。

10 (1) 地区青少年育成委員会等が中心とし、地区青少年育成委員会が中心となり、青少年委員らと共にテックカーボスターらしを作成し、広く浄化運動を促進する。

(2) 地区青少年育成委員会等が中心とし、地区青少年育成委員会が中心となり、青少年委員らと共にテックカーボスターらしを作成し、広く浄化運動を促進する。

(3) 地区青少年育成委員会等が中心とし、地区青少年育成委員会が中心となり、青少年委員らと共にテックカーボスターらしを作成し、広く浄化運動を促進する。

11 (1) 地区青少年育成委員会等が中心とし、地区青少年育成委員会が中心となり、青少年委員らと共にテックカーボスターらしを作成し、広く浄化運動を促進する。

(2) 地区青少年育成委員会等が中心とし、地区青少年育成委員会が中心となり、青少年委員らと共にテックカーボスターらしを作成し、広く浄化運動を促進する。

(3) 地区青少年育成委員会等が中心とし、地区青少年育成委員会が中心となり、青少年委員らと共にテックカーボスターらしを作成し、広く浄化運動を促進する。

12 (1) 地区青少年育成委員会等が中心とし、地区青少年育成委員会が中心となり、青少年委員らと共にテックカーボスターらしを作成し、広く浄化運動を促進する。

(2) 地区青少年育成委員会等が中心とし、地区青少年育成委員会が中心となり、青少年委員らと共にテックカーボスターらしを作成し、広く浄化運動を促進する。

(3) 地区青少年育成委員会等が中心とし、地区青少年育成委員会が中心となり、青少年委員らと共にテックカーボスターらしを作成し、広く浄化運動を促進する。

13 (1) 地区青少年育成委員会等が中心とし、地区青少年育成委員会が中心となり、青少年委員らと共にテックカーボスターらしを作成し、広く浄化運動を促進する。

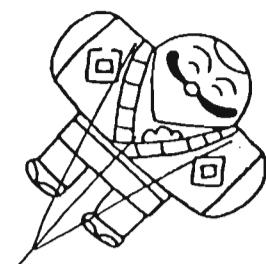
(2) 地区青少年育成委員会等が中心とし、地区青少年育成委員会が中心となり、青少年委員らと共にテックカーボスターらしを作成し、広く浄化運動を促進する。

(3) 地区青少年育成委員会等が中心とし、地区青少年育成委員会が中心となり、青少年委員らと共にテックカーボスターらしを作成し、広く浄化運動を促進する。

# 各地区の青少年健全育成の活動状況



ボクの好みはソーセージだけ…むさし嵐山デーキャンプ（第2地区）

大人は手を出すなあって！…竹  
とんぼ木工作（第1地区）

地域ぐるみの大パレード（第4地区）



うまく食べられないヨー（第3地区）

さあ出発、24時間歩け歩けに挑戦！  
(第5地区)

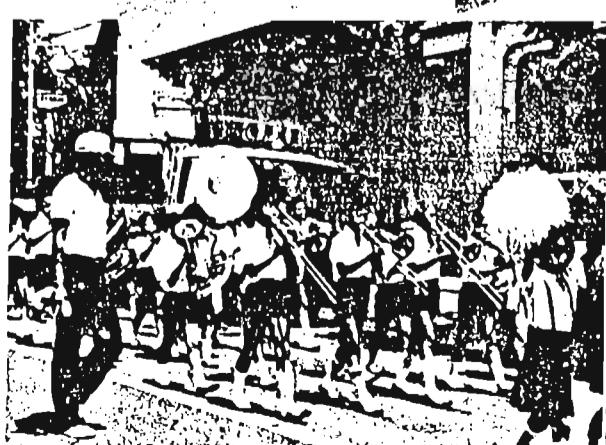
各地区青少年育成委員会は、団体部会等を設置し、それぞれの地域で、PTA・町会などと連携をとり、創意工夫をこらし、青少年が健やかに育つために、愛のバトロール、育成あいさつ運動、ファミリーハイクなどの行事を実践しています。

スタンツ、打ち合せどうりやろうぜ…  
合宿キャンプ（第6地区）オットott / 危険を克服したときの成功  
感は大（第7地区）

中学生は？ってよくいわれるけど、地域の清掃活動は、おれ達が中心なんだゾーッ！（第8地区）



先ず地域を知らなくては…地域探検ウォークラリー（第9地区）

社会を明るくする運動に一役…  
県立管楽器教室児童（第12地区）

地域の人に音楽を…池袋中吹奏楽部の熱演（第11地区）



走れ！ミニSLショッパー、ショッパー（第10地区）